

山県市立大桑小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

【いじめ防止対策推進法】第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識 ～「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」～

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、いじめはどの児童にも起こりうるものと踏まえ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校としての構え

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない」学級・学校づくりを推進する。
- ・いじめ解消に向け、継続して十分な注意を払い、保護者や地域、諸機関等と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 規律・学力・自己有用感を育む魅力ある学級・学校づくり

- ・だれもが安心して学び、分かる喜びを味わえる授業づくり
- ・お互いのよさを認め合う共感的・支持的な人間関係を築き、仲間の力を高める学級経営
- ・児童自らよりよい生活をつくりあげる力を育む学級や児童会の自治的活動
- ・異学年集団での活動（なかよし班での遊び、掃除）を通して、多面的・多角的に人間関係を築き、だれとでも仲良くする態度や、社会性を養う。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・心にひびく豊かな体験活動・道徳教育、地域との関わりを大切にした学習活動
- ・差別や偏見を許さず、思いやりの心を育む人権教育【人間尊重の気風がみなぎる学校づくり】

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己肯定感・自己有用感の育成）

- ・児童に自己肯定感・自己有用感を与える活動
- ・学級の仲間の力を高める「大桑小3つのじまん宝物」の取組
- ・話す・聴くを中心に、学習規律を高める月別目標への取組

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・様々な機会に児童や保護者、地域の方も交えた情報モラル教育等についての研修、タブレット研修
- ・保護者と共にインターネットの使い方の約束づくり

(5) 性の多様性に対する理解と個性の尊重

- ・性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をゆるさない雰囲気づくり

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけ・定期的なアンケート（2ヶ月に1回、記名式）の実施等
- ・毎月の問題行動調査の実施 「いじめ未然防止・対策委員会」で対策検討
- ・毎週打ち合わせでの生徒指導交流などによる共通認識 スクールカウンセラーや相談員の協力体制整備

(2) 教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に担任が全ての児童と2ヶ月に1回の教育相談を行う。
- また、日頃から児童理解に努める。

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーとの教育相談を行う機会をつくる。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・組織的に対応するため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・職員会や夏季休業中の研修、対応マニュアルの見直し、必要に応じて適宜事例研修。

(4) 保護者との連携 ～いじめの事実が確認された際～

- ・いじめを受けた児童やその保護者の思いを十分受け止め、保護者の理解や協力を十分に得て、児童の今後に向けて前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させる。

(5) 関係機関等との連携

- ・必要に応じて教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等との連携を図る。
- ・山県市役所健康介護課と連携して、SOSの出し方指導を行う。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

- ・法22条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。
 <校内委員会>校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、SC
 <連携委員会>保護者代表、学校評議員、市教委、若松学園、学校運営協議会委員

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・基本方針の説明…4月 職員会 PTA 総会 学校運営協議会
- ・職員研修会…毎週打合せで児童の様子を交流 ・若松学園との定期的交流
- ・アンケート調査…心のアンケート（2ヶ月に1回） 県調査（年3回） 子どもデータ連携
- ・いじめ未然防止・対策委員会（事案に合わせて随時）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応【組織対応】 ～「いじめ防止・対策委員会」～

〔重点・対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知 ⇒ 管理職等への報告と対応方針の決定
- ② 事実関係の確実な把握（複数で組織的に、保護者の協力を得て、背景も十分聞き取る）
- ③ いじめを受けた側の児童生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ④ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑤ 保護者への報告と指導の協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑥ 関係機関との連携（市教委への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑦ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるときは、国・県・市の基本方針および「いじめの重大事態に関するガイドライン」をもとに次の対応を行う。

〔学校の主な対応〕

- ・教育委員会へ知り得た事実を正しく報告⇒教育委員会の指導の下、協力して事実関係を明確にするための調査
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときは、警察署に通報し、援助依頼

(3) いじめの「解消」の定義

- ・いじめの「解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3ヶ月）していること。この期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断す

ること。

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめ行為より心身の苦痛を感じていないことを認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等に確認をすること。

7 学校評価における留意事項

- ・実態把握及び措置を適切に行うため、次の三点から適正に学校の取組を評価する。

① 早期発見の取組 ② 対応の振り返り ③ 再発防止の取組

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）、調査に関わる各種資料について

- ・重大事態に発展した場合を想定して、5年間保存する。